

札幌市中小企業融資制度要綱取扱細則

目次

第1章 総則	1
第2章 一般中小企業振興資金	3
第1節 札幌みらい資金	3
第2節 経営力強化支援資金	4
第3節 新型コロナ対応サポート資金	5
第3章 特別資金	6
第1節 事業革新支援資金	6
第2節 創業・雇用創出支援資金	7

第1章 総則

(従業員)

第1条 札幌市中小企業融資制度要綱（以下「要綱」という。）第2条に規定する「常時使用する従業員」には、次に掲げる者は含まないものとする。

- (1) 会社の役員
- (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条に規定する解雇の予告を必要としない短期アルバイトなどの臨時的な従業員（実質、常雇関係にある場合は除く。）
- (3) 個人事業主及び個人事業主と生計を一にする三親等以内の親族である家族従業員
- (4) 特定非営利活動法人の役員

(業種)

第2条 事業における業種は、原則として、日本標準産業分類上の「小分類」によるものとする。

- 2 要綱第2条第4号に規定する「商業」は、卸売業、小売業及び飲食店とする。
- 3 自動車整備業、旅行業については、日本標準産業分類上サービス業に分類されているが、規模要件は製造業に準拠するものとする。

(住所)

第3条 要綱第3条第1号に規定する「市内において事業を営んでいる」は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 個人にあつては、市内に事務所及び所得税法（昭和44年法律第33号）に規定する納税地を有する。
 - (2) 法人にあつては、市内に本店又は支店を有する。
- 2 市外に本店を有して市内に支店を有する法人の場合、資金使途は当該支店に必要な資金とする。

(納税要件)

第4条 要綱第3条第3号に規定する「市税」は、個人にあつては、個人市民税とし、法人にあつては、法人市民税とする。

- 2 前項の市税を滞納していないことの証明は、原則として市長の発行する納税証明書でなければならない。

(保証人)

第5条 要綱第11条の規定による「保証人」の徴求基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 中小企業者にあつては、次に掲げる場合を除き、法人代表者以外の連帯保証人を徴求しないものとする。
 - ア 実質的な経営権を持っている者、営業許可名義人、又は本人若しくは法人代表者とともに当該事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合
 - イ 本人又は法人代表者が健康上の理由などのため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
 - ウ 財務内容その他経営状況などの総合的な判断により、当該事業の協力者又は支援者などから積極的に連帯保証の申し出があつた場合
- (2) 協同組合等にあつては、原則として代表理事のみ連帯保証人とするが、個々の協同組合等の実情に応じて他の理事を連帯保証人とすることができる。なお、転貸資金については、代表理事のほか、転貸先組合員又はその代表者を連帯保証人とすることができる。
- (3) 担保提供者は、前各号に該当する場合を除き連帯保証人として徴求せず、物上保証人とする。

(返済期限)

第6条 融資における返済期限は、融資実行日から融資期間経過後の応当日以内とする。

(融資条件の変更等)

第7条 融資条件の変更について、市長は指定金融機関及び信用保証協会と協議を行うことができる。

第2章 一般中小企業振興資金

第1節 札幌みらい資金

(観光)

第8条 要綱第17条に規定する「観光」は、観光バスなど観光地まで移動する交通手段としての「運輸業」、ホテルや旅館等の「宿泊業」、お土産を販売する「小売業」、観光施設に関する情報発信を行う「サービス業」などをいう。

(食)

第9条 要綱第17条に規定する「食」は、一次産品を加工する「製造業」、食品や加工品を店舗などに配送する「卸売業」・「運輸業」、レストランなど販売、サービスを提供する「飲食業」・「小売業」、北海道の豊富な食を国内外に情報発信する上で必要となる「広告関連サービス業」などをいう。

(環境 (エネルギー))

第10条 要綱第17条に規定する「環境 (エネルギー)」は、省エネルギー・新エネルギー機器の「製造業」、太陽光発電設備などの次世代エネルギーシステムの施工、高断熱・高気密住宅など省エネルギー住宅の建設を行う「建設業」、エコ製品の提供を行う「卸売業」・「小売業」などをいう。

(健康福祉・医療)

第11条 要綱第17条に規定する「健康福祉・医療」は、医療や社会福祉・介護に関するサービスを行う「医療・福祉サービス業」、医薬品や機能性食品、健康福祉機器の開発などを行う「製造業」、バリアフリー住宅の建設等を行う「建設業」などをいう。

(IT・クリエイティブ)

第12条 要綱第17条に規定する「IT・クリエイティブ」は、ソフトウェアの提供や映像制作などを行う「情報通信業」、「学術研究、専門・技術サービス業」のうち、広告やデザインなどのサービスを提供するものなどをいう。

第2節 経営力強化支援資金

(必要書類)

第13条 この資金における融資の申請にあたっては、様式1に次の書類を添付し、受付機関を経由して市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（申込人が策定したもの）
- (2) 認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面（前号に規定する事業計画書に記載されている場合は除く。）

第3節 新型コロナ対応サポート資金

(必要書類)

第14条 この資金における融資の申請にあたっては、融資対象ごとに原則として次の書類を受付機関に提出するものとする。

- (1) 要綱第35条第1号に該当する中小企業者等
要綱第38条に規定する認定書
- (2) 要綱第35条第2号に該当する中小企業者等
新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定書
- (3) 要綱第35条第3号に該当する中小企業者等
新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業信用保険法第2条第6項の規定による認定書

第3章 特別資金

第1節 事業革新支援資金

(融資対象)

第15条 要綱第45条第2号に規定する「成長の見込まれる新分野への進出を目指す者」は、次の各号のいずれにも該当する中小企業者等とする。

- (1) 既に同一事業を3年以上営んでいること
 - (2) 現行事業と日本標準産業分類の小分類以上が異なる新分野に進出する、又は新分野進出後1年未満であること
 - (3) 新分野での事業開始後1年間の売上高等見込が直近決算における企業全体の売上高等の50%以内であること（分社化及び既存業種からの業種転換ではなく、既存業種と新分野を併せて営むこと）
- 2 要綱第45条第3号に規定する「商店街等の活性化に資する事業に取り組む者」は、市長が特に認める場合は任意の組合又は非組合員も融資対象とすることができる。
- 3 要綱第45条第4号に規定する「海外への販路拡大又は海外拠点の設置若しくは拡張に取り組む者」は、次に掲げる者とする。
- (1) 海外向け製品・商品の開発や製造等を行い、海外への販路拡大に取り組む者
 - (2) 海外支店等の開設又は海外における生産・販売拠点の設置若しくは拡張に取り組む者
- 4 要綱第45条第5号に規定する「事業承継に取り組む者」は、次に掲げる者とする。
- (1) 事業承継を行う計画を策定し、計画の実行に取り組む者
 - (2) 中小企業経営者の死亡・退任等に起因して、当該中小企業者の事業の承継を行う者

(資金使途)

第16条 要綱第45条第3号に規定する「商店街等の活性化に資する事業に取り組む者」は、資金使途に、商店街活性化事業に係る運営費及び組合員向け転貸資金を含めることができる。

第2節 創業・雇用創出支援資金

(創業)

第17条 要綱第50条に規定する「創業」は、新たに個人又は法人代表者として事業を営むこととする。

(雇用創出)

第18条 要綱第50条に規定する「雇用の創出」は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）の適用事業主が市内居住者を雇用期間の定めのない従業員として融資申請日前6ヶ月以内に、1名以上新たに雇用することとする。ただし、被雇用者は、雇用時点で札幌市内居住者（住民票等により確認可能な者）に限る。

(必要書類)

第19条 この資金における融資の申請にあたっては、原則として次の書類を受付機関に提出するものとする。なお、受付機関は調査の必要に応じて、個別に追加資料の提出を受けることができる。

- (1) 事業計画書、資金計画書及び利益計画書
- (2) 個人の場合は、住民票、法人の場合は、定款及び現在事項全部証明書
- (3) 法人の場合は、株主名簿又は組合員名簿
- (4) 市民税の納税証明書
- (5) 確定申告書、決算報告書、勘定科目内訳書及び事業概況説明書の写し
- (6) 設備資金の場合は、建築図面、仕様書及び見積書の写し
- (7) 許認可証の写し

(追加提出書類)

第20条 「雇用創出」により、この資金の融資申請を行う場合は、前条の提出書類に加えて次の書類を受付機関に提出するものとする。

- (1) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主控）、新たに雇用した従業員の住民票等市内居住者の雇用創出を確認するために必要な書類
- (2) 雇用契約書等雇用期間の定めがないことを確認するために必要な書類